

川崎 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成31年2月8日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条の規定に基づき、**柿生駅前南地区施設建築物建設計画に関する環境影響評価準備書及び要約書**の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市麻生区上麻生5丁目43番18号 柿生駅前南地区市街地再開発準備組合 理事長 鈴木 澄夫
	指定開発行為の名称	柿生駅前南地区施設建築物建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区上麻生5丁目
	指定開発行為の目的	商業施設及び共同住宅施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約5,170㎡ 建物最高高さ：約110m 延べ面積：約37,500㎡
	指定開発行為の施行期間	2022年1月（着手予定）～2026年1月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成31年2月8日（金）から平成31年3月25日（月）まで ※上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書等の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎市：麻生区役所（8:30～17:00 土日祝日除く） ただし第2・4土曜日 8:30～12:30 は縦覧を行います） 環境局環境評価室（8:30～17:00 土日祝日除く） 町田市：鶴川市民センター（8:30～22:00） 三輪コミュニティセンター（8:30～22:00 第3水曜日除く） 総務部市政情報課（8:30～17:00 土日祝日除く） 環境資源部環境保全課（8:30～17:00 土日祝日除く）
	意見書の提出	意見書を提出できる方 縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、どなたでも以下の提出期限までに意見書を提出することができます。 個人情報の取り扱い ・提出された意見書はアセス条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 ・記載していただいた個人情報は、市が提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3448 意見書の提出できる期間 標記条例準備書の縦覧期間中（平成31年2月8日～平成31年3月25日） 提出期限：平成31年3月25日（金）（郵送の場合は、平成31年3月25日消印有効）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業計画の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。